

●香川県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した社会福祉法人サマリヤ特別養護老人ホーム西春日について、平成28年2月17日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1・2 略			1・2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
社会福祉法人竜雲学園特別養護老人ホーム竜雲舜虹苑	略		社会福祉法人竜雲学園特別養護老人ホーム竜雲舜虹苑	略	
社会福祉法人すみれ福祉会特別養護老人ホームさくら荘	略		社会福祉法人サマリヤ特別養護老人ホーム西春日	高松市西春日町 1510-1	平成7年3月13 日
略			社会福祉法人すみれ福祉会特別養護老人ホームさくら荘		
略			略		
4・5 略			4・5 略		